

○平戸市医療技術者奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和7年9月30日

告示第116号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における医療人材の確保を図るため、市内の医療機関（平戸市病院事業における市立の医療機関を除く。以下「医療機関」という。）で勤務し、奨学金を返還する医療技術者に対して、予算の範囲内において平戸市医療技術者奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金 医療技術者の免許を取得するための養成施設において、正規の修学期間中に係る経費又は学費に充てることを目的に借り受けた資金のうち次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

イ 公益財団法人長崎県育英会奨学金

ウ 平戸市奨学資金

エ 他の自治体等が実施する奨学金

(2) 医療技術者 保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士及び薬剤師をいう。

(3) 養成施設 次に掲げる学校、養成所又は養成施設をいう。

ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める保健師学校、保健師養成所、助産師学校、助産師養成所、看護師学校又は看護師養成所

イ 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）に定める診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所

ウ 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に定める臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所

エ 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に定める理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設

オ 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）に定める言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所

カ 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）に定める臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所

キ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の医療技術者を養成する課程を有する学部又は学科

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自己の名義で借り受けた奨学金を利用して医療技術者の免許を取得し、当該奨学金を月賦、半年賦若しくは年賦により現に自ら返還している者又は補助金の交付申請日の属する年度内に返還を開始する予定である者
- (2) 補助金の交付申請日において医療機関の正規職員の医療技術者として業務に従事している者
- (3) 奨学金の返還に滞納がない者
- (4) 市税等に滞納がない者
- (5) 平戸市病院事業奨学金返還支援事業補助金交付要綱（令和7年平戸市告示第113号）の規定による補助を受けていない者
（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象者が補助金の交付を申請する年度において医療機関の業務に従事した期間中に返還した奨学金の額（奨学金の返還を目的とする他の制度の補助を受けた場合には、その額を除いた額とする。）とする。ただし、医療機関の業務に従事した期間が1年に満たない場合は、当該返還した奨学金の額に、医療機関の業務に従事した月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数は、その端数を切り捨てた月数）を12で除して得た数を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を補助対象の奨学金の額とする。

2 前項の奨学金の額には、次に掲げるものの額を含まない。

- (1) 繰上償還をした場合における奨学金
- (2) 奨学金の返還遅延により生じた延滞金

3 補助金の額は、第1項の規定にかかわらず年額30万円を上限とし、市内に住所を有しない者に交付する場合は、その2分の1を上限とする。

4 第1項の業務に従事した期間には、医療機関の就業規則等に規定する年次有給休暇、病気休暇、特別休暇若しくは介護休暇又は育児休業の期間を含むものとする。

5 補助金の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助交付の期間）

第5条 補助金の交付は、医療機関の職員として採用されたときから10年間を限度とする。

（申請書の提出期限）

第6条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、3月末までとする。

（申請書に添付すべき書類）

第7条 規則第4条に規定する申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与総額及び返還計画を証する書類
- (2) 補助金の交付申請日の属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証する書類
- (3) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (4) 補助の対象期間内に支払ったことを証明する書類
- (5) 医療機関に勤務していることを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第8条 規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書に添付する書類は、補助金の交付を受けようとする者の本人名義の通帳の写しとする。

(手続の省略)

第9条 規則第21条の規定により、規則第7条の交付決定通知、規則第13条の実績報告及び規則第14条の確定通知の手続きは、省略する。

(交付台帳等の管理)

第10条 市長は、補助金の交付の内容について、奨学金返還支援事業補助金管理台帳（様式第1号）により管理するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の全部の返還を命じることができる。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。

(2) 採用後5年以内に退職したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の返還を求めるときは、平戸市医療技術者奨学金返還支援事業補助金返還通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。